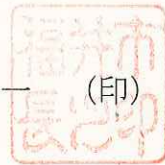


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 10 月 11 日

福井市長 東村 新一 (印)



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

小宇坂島 集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 10 月 2 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体

認定農業者

2 経営体

法人

1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 集落外の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・ 集落周辺に防護柵を連携して設置し、獣害対策に取り組んでいく。